

令和 3 年

社会文教常任委員会会議録

令和 3 年 6 月 23 日

田上町議会

令和3年第3回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年6月23日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 11番 | 池井 豊君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-----|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 高橋秀昌 議会議員 今井幸代
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|-----|------------|
| 2款 | 総務費（2項、3項） |
| 3款 | 民生費 |
| 4款 | 衛生費 |
| 10款 | 教育費 |

- 議案第25号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） 皆さん、おはようございます。私も久しぶりに社文に帰ってきたところで、何かとご迷惑かけるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

梅雨に入りまして、何かしら雨の日、それからとてもよい天気になりまして、これはどうなのだろうというぐらい暑い日が続いております。皆さんも体に十分気をつけて、健康が第一でございますので、しっかり頑張っていたきたいと思います。

それから、私は珍しいことを1つ感じていました。それは、アメシロという虫が木にあまりついていないなということで、今年は何かそういういろんなものが順調に、物、品ができていくのかなというふうに思ったりしております。そんなことは私だけでしょうか。皆さんもたまには木々を見て、虫がいないなというようなことで覚えておいていただきたいと思います。私からはそれだけですけれども、町長、挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。今年もアジサイの季節になってきました。20日の日曜日にあじさい園の開園式がありました。昨年に引き続き、コロナの関係で規模を縮小しての祈願祭でありました。小嶋議長と2人で出席をさせていただいたわけですが、せっかくの祈願祭、1年間のもちろん無事故を祈願していただいたわけですが、その後、せっかくでしたので、頂上まで登ってみました。今、平場のほうは、それこそもうすっかりと色づいて、もう満開というふうな感じなのですけれども、さすがにやはり頂上のほうはまだ六分咲きぐらいだったかなと思っております。それにしても例年よりかなり花つきがよくなったというのが私の実感です。観光協会、また旅館組合、そして町も県立植物園の課長のご指導をいただいている中で、かなりよくなってきているのだなというのを実感として感じた次第です。それにしても、すごく大勢の方々がこの護摩堂山を登ってられる。帰るときに、もうそれこそ切れ目なく次から次と登ってこられる方を見て、本当に今コロナ禍であればこそ、なおさらそうしたアウトドアといいますか、護摩堂山を利用される方が多いのかもしれませんが、本当に大勢の方々が登ってこられて、びっくりをしているところでした。そうした方々を護摩堂山だけではなく、道の駅であるとか、椿寿荘であるとか、各施設のほうにもそれこそ誘導できる

ような、そうした仕組みづくりが大事なのだろうなということをつくづく感じた次第であります。

今日は、社会文教常任委員会ということで、議案第23号から第27号まで5件の付託案件が上がっております。どうかひとつご協議をいただきまして、簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

三條新聞、今井議員、高橋議員に傍聴の許可をしております。

それでは、これから始めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について、議案第24号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。それから、議案第25号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてであります。

5案件について、これより議事に入ります。

議案第23号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。

それでは、議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正についてご説明させていただきますので、議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。今回の手数料条例の改正につきましては、マイナンバーカードの再発行に関する手数料の削除をするというものであります。それにつきましては、国のほうで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というものがございまして、これを今回一部改正したということで、その改正の主たる目的といいますか、それにつきましては、個人番号カードの利便性の抜本的向上及び発行、それから運営体制の抜本的強化を図るのだということで、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言われる市町村がつくった団体があるのでございますけれども、そこに個人番号カードの発行主体としてJ-LISを明確に位置づけるというようなことで今回改正がなされたというところでありまして、それが令和3年9月1日から法が施行される関係で、今まで町の手数料条例で定めておりました再発行手数料の項を削除するという内容であります。

それでは、参考資料のほうを御覧いただきたいと思います。資料ナンバー1になります。別表中の43の項があるわけでございますけれども、向かって右側のほう、社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付手数料、1枚につき800円というものを左側の新しいほうで削らせていただくという内容でございます。

それで、今回この条例を削ることで今後の対応等について若干説明させていただきたいと思いますが、まず再発行手数料につきましては、今後、地方公共団体システム機構、要はJ-LISにおいて手数料の額を定める規定を8月中に制定するというような今予定であるということでもあります。それで、手数料の額については、同額の800円で今総務省のほうと調整しているということでもあります。それから、手数料徴収事務に係る市町村との今度J-LISとの委託契約ということが発生してくるわけでございますけれども、この部分についても令和3年7月から8月にかけてそれぞれの市町村と契約を締結予定ということもございます。

それで、手数料徴収事務の内容でありますけれども、個人番号カード再発行手数料の徴収、それから町の領収書の発行、それから徴収した再発行手数料の保管及びJ-LISへの納入という、この部分について委託契約をしていくということでもあります。

それで、今回改正することによりまして、町民への影響という部分については、何ら変わりがないというようなこととなりますので、特に不便をかけるとか、あるいはそういったような部分ではそういう影響はないということでもありますので、よろしく願いいたします。

私のほう、以上簡単ですが、説明のほうを終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） それでは、質問させていただきます。

J-LISと委託契約を結ばれるということですが、特に契約料とかは発生しないで大丈夫でしたでしょうか。お聞かせください。

町民課長（田中國明君） 今のところ、そういう話は聞いてございませんので、ないというふうなことで理解しているところであります。

社会文教常任副委員長（池井 豊君） すみません、田中課長、今説明の中で言っている「ジェイリス」というのはどういうふうに表現する。片仮名で「ジェイリス」なのか、何かJARA何とかSなのか、その団体名がちょっとよく分からないので、

その文字を控えるのにどう控えたらいいか分からないので、お聞かせください。

町民課長（田中國明君） 「ジェイ」は、ローマ字の「J」、「-L I S」です。ローマ字で「J-L I S」、それで「ジェイリス」と略称、言っておるところであります。

2番（品田政敏君） 料金はともかくとして、今までの登録の進捗状況なんかいうのをちょっとお聞かせ願いたいと思うのですが。例えば約1万何百人いる住民の今何%ぐらいが登録していますよというような状況は分かりますでしょうか。

町民課長（田中國明君） 田上町の状況でありますけれども、令和3年5月1日現在で16.1%という状況になっているところであります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問ございませんでしょうか。

ないようですので、議案第23号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第24号の説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の18ページを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、一般会計の補正の関係になりますけれども、18ページ下段のほうになります。2款2項1目税務総務費の関係でありますけれども、今回191万4,000円の増額をお願いするものでございまして、右側の説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。今回、定期の人事異動に伴います人件費を増額させていただくという内容でありまして、今回町民課のほう、これ役職でいいますと主事の入替わりなのでありますけれども、経験年数による人的差額がこれだけあるということで、2節から4節まで合わせて191万4,000円の増額をお願いするという内容でございまして。

それから、議案書19ページのほうをお願いいたします。次に、3項1目戸籍住民基本台帳費の関係でありますけれども、今回854万7,000円の減額をお願いするというものであります。これにつきましても、右側の説明欄のほう、1つは人件費972万6,000円の減額をお願いするという内容でありまして、これも先ほどと同様に定期人事異動に伴います人件費の減額ということでありまして、その理由としましては、育休から復帰する職員1名分を含め、当初予算で8名分を計上させていただいておりました。それが主査級2人が他課に転出をしまして、新たに新採用1人配属によります人的差額による減額ということでございまして。

それから、説明欄の2つ目の個人番号カード事業117万9,000円というところでありまして、ここにつきましても、マイナンバーカードの申請件数が今非常に多うございまして。それで、新たに国のほうで100%補助の補助金もいただけるというようなことで、まず1つとしては、申請が多いということで、11節役務費を補正さ

せていただきたい。それから、備品購入費ということで、マイナンバーカードの裏書きプリンターの関係、これも100%補助で購入できるのでございますけれども、今使っておるものが平成27年購入で、カードが詰まったり、保守も切れているというような状態で、補助が利くので、今回買換えをさせていただきたいというので66万円。それから、マイナンバーカード保管庫ということで12万1,000円の増額をお願いするものでありますけれども、ここにつきましては、申請件数が先ほども非常に多いということと、あと申請の書類関係というのは15年間保存というふうなことで国のほうなっていますので、それら書類が非常に多くなってきたというようなことで、今回新たにマイナンバーカードの保管庫を購入させていただきたい。これも100%補助ということでありますので、よろしく願いいたします。

説明のほう代わらせていただきます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。

それでは、議案書20ページをお開きください。20ページから3款になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますけれども、7万4,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、社会福祉総務事業ということで、1節報酬6万円、8節旅費1万4,000円ということでございますけれども、民生委員推薦会の委員の報酬、あと費用弁償でございます。これにつきましては、昨年、令和2年の4月31日付けで民生委員1名が一身上の理由によりまして退任をされた。そのことにより、実は令和2年度におきましても補正予算にて計上させていただいたところでございますが、選任作業、それによって当たっていたのですけれども、令和2年度では決まらなかったという状況がございましたので、令和3年度も引き続き選任作業を行うため増額をさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目老人福祉費72万円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、老人福祉事業、繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金72万円でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によります保険料減免による繰り出しということでございますけれども、介護保険特別会計で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。

それでは、3款2項になりますけれども、20ページの下のほうになります。こちらのほうと、あと本日朝配付させていただきました教育委員会の補正関係の資料を併せて御覧いただければと思います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費487万

6,000円の減額でございます。説明欄のほうをお願いいたします。児童福祉総務事業ということで、2節の給料から4節の共済費までにつきましては、4月の定期人事異動及び職員が1名育児休暇を取得しているということで、その関係で増減整理をそれぞれ行うものでございます。それから、21ページの18節になりますが、負担金補助及び交付金ということで、保育所等整備補助金で50万円の追加をお願いしているところでございますが、こちら前年度末、指定寄附がございまして、小中学校のGIGAスクール、それから竹の友幼稚園、それからルーテル幼稚園の教育に役立てていただきたいということで250万円の寄附をいただきました。その寄附を基にこのたび補正のほうさせていただいているわけですが、こちらの50万円につきましては、ルーテル幼稚園の教育に必要な備品整備のため、補助金として50万円を計上するものであります。

続いて、21ページの2目児童運営費70万円の追加をお願いするものでございます。こちら説明欄のほうをお願いしたいと思います。幼稚園運営事業ということで、10節需用費、修繕料で20万円の追加をお願いするものでございますが、3月末に浄化槽の設備点検を行ったところ、設備の故障が発見されたということで、新年度に入りましてすぐに修繕を行いまして、窓口として計上していた修繕料、30万円なのですが、その大部分を執行したということで、今後の修繕費に不足が見込まれるということから、20万円の追加をお願いするものでございます。

幼稚園運営その他事業ということで、17節備品購入費、施設備品で50万円の追加をお願いするものでございますが、こちら先ほどのルーテル幼稚園同様、指定寄附によりまして竹の友幼稚園の教育に必要な備品ということで、屋外遊具を購入するための経費を追加させていただくものであります。

ここで説明を代わります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書21ページの4款に入ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。841万2,000円の追加、増額をお願いするものでございます。右側の説明欄を御覧ください。保健衛生総務事業ということでございます。今回、保健福祉課、4款衛生費、保健係につきましては、4月の定期の人事異動によりまして、当初では7人見ておりましたけれども、1人増といたしまして8人というふうにさせていただいたところでございます。その1名分の主査級の人件費ということで、2節給料が374万3,000円の増、3節の職員手当等としては213万9,000円の増、22ページに移りまして、共済費ということで103万円の増ということでなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、その他事業でございますけれども、150万円ということで、国民健康保険特別会計繰入金150万円の増ということになっております。新型コロナウイルス感染症による収入減に伴う減免分の繰入れということでございますが、国民健康保険特別会計で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目予防費でございますが、93万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、予防接種事業ということで、委託料、予防接種システム改修委託料ということで93万5,000円でございますが、これにつきましては、ロタウイルスの予防接種、あと新型インフルエンザの予防接種につきまして、今後マイナンバーを連携することになった場合、個人情報登録しておく必要があるというところで、その改修経費ということでお願いをするものでございます。今回これをやることによって、国の3分の2の補助が受けられるということで有利なものになっておりますので、今回お願いをするものでございます。

説明を代わります。

町民課長（田中國明君） 3目環境衛生費の関係でございます。今回補正をお願いする額としましては2万2,000円の増額ということでございまして、この内容につきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合の清掃費の関係で、不燃物中間ストックヤード及び衛生センターに関わる経費に過不足が生じるということで、今回2万2,000円の増額をお願いするものであります。詳細につきましては、議案と一緒にお配りさせていただいております、R3年6月23日社会文教常任委員会資料ナンバー1-1、6月補正予算加茂市・田上町一組清掃費負担金という資料がお手元にあるかと思いますが、それを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。概要について若干説明のほうをさせていただきたいと思います。今回、まず今ほど申し上げました不燃物中間ストックヤードの経費ということで、今回新たに必要になってきた経費というのが564万400円ありますということで、この部分については、加茂市の不燃物の鱒田沢埋立て処分場が計画埋立て容量に達したため、一般廃棄物であるガラス、瀬戸物類の処理について、衛生センター内に設置した中間ストックヤードで中間処理を行いまして、収集運搬業者に委託をし、山形県の村山市の最終処分場に搬出するというようなことで、お話をさせていただいていたところでありますけれども、試験的に処理を3月の下旬からテストしたのですけれども、環境的な問題であったりですとか、労働衛生上の課題が出てきまして、その対策を早急に行う必要があるというようなことで、今回この金額増額をお願いしたいということでありまして、詳細については、1ページはぐっていただきますと、資料ナンバー1

ー2ということで、不燃物中間ストックヤード必要工事・設備経費（概算）というように載っておるかと思いますが、そこにあります、まず給水、井水配管工事であったりですとか、ガラス飛散防止ネットの設置工事、ここは農地の中にあるような関係で非常に、瓶が入ってきたビニール袋とかそういうのが風で飛んだり、風の強いところでもありますので、それらが農地、田んぼ、あるいは反対側の果樹園等に飛散するおそれもあるということで、それらの対策を講じないといけないというようなことと。それから3番目のコンテナハウスリースということで、職員が休む場所等ありませんので、それらの必要経費を今回、こういう課題が実は運用を始めたら出てきたということで、増額をお願いしたいというのがまず1つであります。

それから、その下に、し尿の関係で衛生センター経費ということで、今回補正経費ということで979万2,000円というものがあるかと思いますが。これについては、衛生センターの、今まで特に衛生センターのほうは不都合なくそれなりの、通常の例年の経費の中で対応は可能であったのですけれども、衛生センターも建物も古く、設備も古くなってきたというようなところにおきまして、設備や部品について、オーバーホールなどのメンテナンスを実施しながら安定した運転ができておったのですけれども、経年劣化や、交換部品が今ここに来てもう古くてないというような状況があるのだそうでございます。それで、今回更新、取替え等が必要になってきたということでありまして、こういう状態になったのは、令和3年の4月以降に不具合が発生してきておりまして、緊急修繕で対応させていただきたいということで、979万2,000円を今回増額したいということであります。その内容につきましては、また1ページはぐっていただきまして3ページ目になりますが、資料ナンバー1ー3ということで、御覧いただきたいと思いますが、1から9までの内容について修繕をかけていきたいということでありまして、一番大きいのが汚泥循環ポンプの更新ということで、またそれ1枚はぐっていただきますと清掃センターのフローシートが出てまいります。そこにそれぞれ①、②とかって番号が振ってありますけれども、この設備のところはそれぞれそこにあるよというようなことで見ていただければありがたいのですけれども、そういうふうな形で汚泥ポンプの更新ということで、これについてはもう老朽化による磨耗等で振動が大きく、運転が困難になったということで更新をさせていただきたいというような内容であります。それらの経費が979万2,000円かかるということで、衛生センターの処理フロー等についてはあまりご説明したこともなかったかと思いますが、参考にその資料もつけてありますの

で、後ほどご確認いただきたいということでもあります。

それで、その979万2,000円の1ページ目の資料に戻っていただきまして、今度下になりますけれども、当初予算で衛生センターの井戸水の除鉄装置を1,892万円ということで当初お話をさせていただいていたかと思えます。これは令和3年度の当初予算でついている部分になります。この部分について、当初一般財源で見えておりましたけれども、今回県と協議が済みまして、これ新たに起債対象になるというようなこととございます。そうしますと、充当率が75%ということで、一般財源の持ち出しとしては482万円と済むというようなことで、経費の組替えを実施しますと、結果的にこの部分で430万8,000円と済むということとありまして、中間ストックヤードと今回のし尿の関係の増額になる修繕費。それから除鉄の関係の歳入の組替えをやりますと、し尿の関係でいうとマイナスの430万8,000円ということになります。それで、564万1,000円からこの430万8,000円を引きますと、今回総体で必要になってくる金額が133万3,000円ということになります。それで、1ページ目の一番下の表になりますが、各市町村のそれぞれの加茂市と田上町の負担でいいますと、加茂市の負担が131万1,000円、田上町の負担分が2万2,000円ということで、今回この2万2,000円を補正させていただきたいということとございますので、よろしくお願いいたします。

それから、今回の補正とは関係ありませんけれども、実は5月27日から清掃センターのほう2号炉の定期修繕を今行っておるところとありまして、それが6月16日に終了しております。その関係で今若干、約450トンほどの野積みがされておるといような状況であります。これについては、野積みするに先立ちましては、一組、加茂市と私のほうと原ヶ崎の農家組合長のほうに事情を説明し、お願いにも上がっておりますし、その上で了解を得て野積みをさせていただいている状況であります。なお、今回約450トンほど野積みがされておる状況でありますけれども、これについては、今鋭意処理するような形で対応しておりますので、見込みとしては9月頃までかかるような状況ではあるのですが、一刻も早い解消を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

私のほうの説明は以上であります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、その下の5目新型コロナウイルス対策費でございます。976万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄を御覧いただきたいと思うのですが、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業976万2,000円でございます。これにつきましては、本日お配りをしてお

ります社会文教常任委員会資料ナンバー2ということで、A4のものをお配りしておりますので、これでまず概要につきまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。A4の縦のものです。よろしいですか。

それでは、資料をまず説明させていただきます。低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということでございます。これにつきましては、国の事業でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行うという観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するというものでございます。

この給付金につきましては、2つに分かれております。まず、1番目といたしましては低所得者のひとり親世帯です。これは4月21日の全員協議会でも説明をさせていただいたものでございまして、対象者につきましては、まず1番目といたしまして、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方ということで、これ74名ということで、4月30日に既に支給済みでございます。(2)ということで、公的年金を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方と。これ申請を受けて今後支給ということになっております。これ7名ということでございます。3番目が、令和3年4月の児童扶養手当は受給はしていないけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方と。これは、申請を受けて今後支給ということになっております。給付額としては、児童1人当たり一律5万円でございます。この給付の実施主体につきましては新潟県でございます。この費用につきましては、町は事務費だけ、郵送料等ですね、のみとなりますけれども、全額国庫負担、10分の10ということで措置をされるところでございます。

もう一つ、2番目がその他の低所得の子育て世帯、これ1以外ということになっています。これいわゆる2人親世帯とよくニュースとかで言われておりますけれども、親が2人いらっしゃいますけれども、その世帯ということになります。この対象につきましては1以外、1というのはひとり親世帯以外という意味でございますが、住民税の非課税の世帯ということで、144名ほど、これは国から実はこのぐらいだろうということで通知がございましたので、144名ということで考えております。この給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円。実施主体は市町村でございます。この費用は、事務費、事業費とも全額国庫負担、10分の10ということになってございます。今後、直近の所得情報の判明以降、可能な限り速やかに支給をしていくというものでございますので、よろしく願いします。

めくっていただきまして、2ページ目がひとり親世帯分ということで、これは国、厚労省から出ているものをつけさせていただきました。この内容を私が1ページということでまとめさせていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今度1枚めくって裏になります。3ページ目がひとり親世帯以外分ということで、これも厚労省から通知が来ているものを参考につけさせていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議案書ということで22ページに移ります。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業ということで、1節報酬ということで27万9,000円、これは事務補助員ということでの報酬でございます。3節職員手当等45万円、これは職員の時間外勤務手当ということで計上させていただいております。8節旅費、費用弁償4,000円、これは事務補助員の通勤手当でございますし、10節需用費、消耗品費が3万9,000円、印刷製本費が39万7,000円ということでございますが、これは事務用品であったりとか、封筒の印刷等の経費でございます。11節役務費、通信運搬費ということで郵送料が13万円、手数料ということで、口座振込手数料ということで、1万6,000円をお願ひするものでございます。12節委託料124万7,000円、これはこのシステムを入れるための電算の改修の委託ということでございます。18節負担金補助及び交付金720万円、これが先ほど言った144名分ということで、その5万円ということで720万円をお願ひをするものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして……今23ページまで行きました。申し訳ございません。6目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費でございます。6,847万4,000円の増額をお願ひするものでございます。このワクチン接種につきましては、9月末までの経費につきまして既に見込んで計上しているところでございますけれども、政府の7月末までに高齢者の接種を終了するという方針に対応いたしまして、不足いたします医師、看護師等の謝金、あと職員の時間外勤務手当など必要な経費をお願ひをするというものでございます。なお、6月、7月で31日間増といたしまして、6月、7月で合計49日間としたというものでございますので、よろしくお願ひします。

これにつきましても、本日お配りいたしました資料ナンバー3というところでお話をさせていただきたいと、まず資料の説明をさせていただきたいと思ひますので、6月23日社会文教常任委員会資料ナンバー3ということで、A3の横の2点留めの資料が行っているかと思ひますので、これに基づいてまず説明をさせていただきた

いというふうに思っております。よろしいですか。それでは、この接種事業についてを説明させていただきます。まず、先ほど私お話しさせていただきましたけれども、9月末までの経費を見込んで既に予算計上しておりますけれども、政府の方針に伴いまして今回必要な経費を追加し、増額補正をお願いするというものでございます。

まず、接種等の状況ということでございますが、まず（1）の予約状況でございます。4月、5月、6月ということで集計をしてございまして、この合計で7,328回の予約がございます。これは6月17日現在ということになってございまして、米印でもございますが、その予約率といたしましては89.4%、約9割の方から予約をいただいているところでございます。

右側に行って、（2）の月別の予約回数でございます。合計7,328回でございますが、こちらのほうから広報であったりとか、コールセンターからお電話を差し上げてまして、8月、9月に予約をされている方がかなりいらっしゃいました。そういう中で、かなりの方が前のほうに予約を変更していただきまして、8月では48回、9月では20回ということで、30人ちょっとぐらいの方がまだ残っておりますけれども、いろいろ事情がございますので、8月、9月に入っても若干の方は残りますが、7月末で終了したいということでございます。

3番目、（3）ということで接種回数でございます。今まで、5月11日から集団接種は始まっておりますけれども、6月17日までまとめさせていただきました。この3の合計欄、一番下の計の欄でございます。高齢者の1回目といたしましては3,381回、高齢者2回目としては461回、その他ということで115回の方が接種されております。米印でございますけれども、6月17日現在の高齢者の1回目の接種率ということでありますけれども、82.5%の方が接種をされております。その下、2回目の接種率ということでありますが、11.2%。その下でございます。これ1回目、2回目を合計いたしまして、総接種率といたしましては46.9%というものでございます。その他という欄がございますが、これは会場の従事スタッフ等でございますが、6月17日に58回ということで多くなっております。ちょうど先週の後半が予約のはざまになってしまったものですから、6月17日から19日までの間、高齢者施設の通所施設の従事者であったり、保育士であったりということで、急遽1回目の接種を入れさせていただきました。その関係でその他が6月17日は58回と多くなってありますが、保育士であったり、高齢者施設等の通所の施設の従事者の方につきましては、ほぼ1回目がこの3日間で終わったというような状況でございます。

右側に行きまして、高齢者の入所施設の接種状況でございます。4施設でございますけれども、あじさいの里入所者は100人いらっしゃいますが、接種を希望される方は92人でございます。その掛ける2でございますので、合計として184回。1回目の接種は92回終了しております。2回目は15回終了しているというところでございます。晴和会田上園、これも入所者100人でございますが、接種を希望される方は90人、2回接種でございますと180回というふうになりますが、1回目が89回、2回目が88回終了してございます。陽だまりの家、18名の入所でございます。接種を希望される方は17名、合計で、掛ける2でございますので、34回というふうになっておりますが、1回目17回ということで、1回目は全て終了しているというところでございます。ゆとりにつきましては、入所者50人いらっしゃいますが、49人接種を希望されているということで、掛ける2で98回でございますが、1回目は49回全て終わっております。2回目は10回ということになってございます。合計といたしまして、入所者268名いらっしゃいますが、接種を希望される方は248名、回数としては496回になりますが、1回目は247回が終わっております。2回目は113回が終わっているという状況でございます。これも6月17日現在でまとめております。高齢者施設の入所者ということで、1回目の接種率としては92.2%、2回目の接種率としては42.2%、合計いたしまして67.2%の方が高齢者の入所施設では接種が終わっているという状況でございます。

次のその下の5番目でございます。個別接種ということで、訪問診療という部分でございます。接種状況でございますが、田上診療所におきましては、接種ということで12の方が対象としていらっしゃいまして、合計24回でございます。接種済み回数ということで、1回目12回、全て終わっております。須田医院につきましては、38人の対象がおりまして、回数としては76回になります。1回目は38回終了しております。合計といたしましては、50人、100回の方が接種を希望されておりますけれども、1回目50人ということで全て終わっていると。1回目だけ終わっているという状況でございます。米印、17日現在でございますが、訪問診療では1回目の接種は100%終わっておりますし、2回目はまだ接種終わっていませんので、ゼロ%ということで、合計いたしまして50%の方が接種を完了しているということになります。

その下の2番目、接種日数の増でございます。先ほども私お話しさせていただきましたけれども、5月から7月までの当初の日程では18日間、3,180件見込んでございましたが、国の方針によりまして、6月から7月までの追加日程ということで31日

間、9,900回増やしました。この9,900回には当初の日程の追加、回数追加分も含んでおります。ということで、合計といたしましては49日間、1万3,080件と、回数ということになります。

3番目の6月、7月の接種日数の増による医師、看護師の増員でございます。まず、医師ということでございますが、民間の医師派遣会社から3名の方から派遣をお願いをしているところでございます。あと、県の医療調整本部に依頼した分につきましては24名の医師から来ていただくと。あと、その他の依頼医師ということで3名いらっしゃいます。1枚はぐってもらって、裏の2ページ目になります。(2)の看護師でございます。左上でございます。看護師につきましては、県のナースセンターに依頼をした看護師ということで、26名の方から田上に来ていただくと。あと、民間の病院の看護師等ということでお願いをいたしまして、11名の方から来ていただくということになってございます。

4番目、接種日程追加による対応でございます。まず、コールセンターでは、電話が混み合い、つながりにくくなる状況を緩和するということで、段階を設けて予約を実施いたしました。あと、役場に来庁しての直接予約ということで、これは新規で行っていきまして、コールセンターへの電話が混み合い、予約しにくくなる緩和策として、段階を設けて対面での予約を実施しております。役場の1階の多目的会議室で対面予約をしているというところでございます。あと、ウェブ予約は段階を設けず予約を受け付けております。

5番目、今後の対応でございますけれども、コールセンターの回線数の増設を行っていきたいというふうに考えております。あと、役場に来庁しての直接予約、今もやっておりますけれども、それを継続していききたいと。あと、ウェブ予約は継続して当然ながら受け付けるというところでございます。

6番目、64歳以下の接種についてでございますが、別紙ということで、6月4日付けの全戸配布のチラシ参照というふうにしてしております。資料に3ページから1枚、A3の横で、6月4日付けで64歳以下の方の予約を開始しますということで資料をつけさせていただいております。皆様御覧いただいているかと思いますが、少しだけ説明させていただきます。既に64歳以下の方の予約受付をしております。接種のスケジュールということで、右側でございますけれども、接種券発送、まず上の6月18日金曜日、受付21日ということでございます。これは60から64歳の方ということで発送しておりますし、あと精神障がい者の保健福祉手帳所持者、自立支援医療、精神の通院医療でございます。その受給者、療育手帳の所持者という方、この方は

もう既に発送しております。今度6月25日になりますと、コロナワクチンの先行接種の申告書を提出した50から59歳の方に接種券を発送いたします。7月2日金曜日には、今度ワクチン接種の先行……すみません。上のほう、6月25日の金曜日は、6月22日までに先行接種の申告書を提出された方ということで、発送していくということになっております。7月2日になりますと、この先行接種申告書を提出した16から49歳の方、29日までに提出の方の発送日ということで、それ以降は随時発送いたします。7月9日は、発送は55から59歳の方、7月16日になりますと50から54歳の方、7月21日は40から49歳の方、7月30日は30から39歳の方、8月6日は16から29歳の方ということで、順次発送して混雑を解消していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

裏面に行きますと、接種日カレンダーということで、今の接種予定ということで出ております。6月までは今段階ではもういっぱいになっておりますので、7月7日、8日あたりから空きが出ておりますので、7月から予約がもうできていくような状況になりますので、よろしく願いをいたします。

あと、すみません、5ページを説明させていただきます。5ページって今の資料の5ページでございます。A4の横でワクチン接種に係るスケジュールという部分でございますけれども、今説明いたしました高齢者以外という部分については、一番上でございますが、段階的にクーポン券を発送していきます。8月の頭までにかけてでございます。あと、コールセンターは当然ながら設置をしていく。集団接種につきましては、65歳以上の接種としては7月末、64歳以下から16歳以上の接種期間ということで、7月の頭から10月末までにかけて行っていきたいと。後でまた話をしますが、12歳から15歳以下の接種期間ということで、11月頃からしていきたいというふうには考えておりますが、これ満12歳にならないと接種ができないというのが今ございます。というのは、例えば3月生まれ、4月1日生まれという方も当然いらっしゃるかもしれません。満年齢でいきますので、12歳につきましてはそういうようなものも出てきます。接種会場や接種方法は今後検討してまいりたいというふうに思っております。ワクチンの管理は引き続きずっと行っていきますし、町民への情報提供も引き続き行っていくということでございますので、よろしく願いをいたします。

すみません、資料の2ページに戻ります。資料の2ページ目の7番、中ほどでございます。職域接種の対応でございます。既に大きな企業等、職域接種ということで昨日あたりから本格的に始まっている状況がございますが、職域で接種を希望さ

れる方につきましては、事前に申告書を提出いただきまして接種券を送付をしていきたいというふうに思います。

あと、8番、8月以降の接種につきましては、週3日程度接種日を設定をして行っていきたいというものでございます。

9番、16歳以上の接種終了時期といたしましては、対象者は約5,900人いらっしゃいます。10月末には接種を終えたいというふうに考えております。

10番、12歳から15歳までの接種ということでございますけれども、実は6月1日に厚労大臣の指示の改正によりまして、12歳以上が接種対象となりました。接種会場や接種方法は今後検討してまいりたいということでございます。対象者は約330人ほどになります。先ほど言いましたけれども、12歳の方は満12歳にならないと接種ができないという状況がございますので、3月生まれの方が10月に接種はできないということで今のところなっております。その辺もありますので、その辺も併せて会場、接種方法は今後検討してまいりたいというふうに思います。

あと、11番、参考事項ということでございますが、接種の流れでございます。まず最初に検温をいたします。続いて予診票の記入。3番目として受付を行いまして、4番目、予診票確認、5番目、予診を行いまして、次に6番目、ワクチンを接種いたします。接種が終わりますと、7番目ということでその接種の確認を行います。8番目、健康観察ということで、15分から30分、通常の方であれば15分で終わりますけれども、例えば過去にアレルギー的な何かしらの反応があったというような方が、予診とかで聞いた中である場合につきましては、30分間健康観察をしていただくというところでございます。9番目、最後、それ終わりましたらご帰宅をいただくという流れでございます。

資料の右側へ行きます。(2)のその他でございます。会場でのトラブルということでございますけれども、トラブルというトラブルではないのかもしれませんが、2回目の接種のとき、もう2回目の接種も当然ながら始まっておりますけれども、予診票に1回目の接種日の記入をする必要があるのですが、1回目の接種の記入がなくて、1回目の接種を確認するため、接種者が予診票の確認ブースから受付へ戻され、確認するようなケースがございました。この対策といたしましては、予診票記入カウンターで記入漏れがないか確認するよう指示をしたところでございます。そのほかトラブルは発生しておりません。あと、予約でのトラブル、苦情等についてでございますけれども、ウェブ予約につきましてはでございます。5月24日に接種日を追加したということで、その日、24日からウェブ予約を再開をいたしましたけ

れども、午前9時の予約開始と同時にアクセスが非常に集中いたしました。それによりまして予約ができないということが起こってしまいました。これで業者に連絡をいたしまして、サーバーを再起動し、改善をしたところでございますが、原因は、今ほど言いましたけれども、アクセスが集中したためサーバーに負荷がかかったというものでございました。その後、サーバーの容量を広げ、改善を凶ったところでございますので、今現在そのような状況は出ておりません。あと、予約を取っていただいた方の端末ではなくて別の方の端末からのキャンセルなどができないけれども、どうなっているのかというようなこともございます。セキュリティの面から、予約を取っていただいた方のメールアドレス、パスワードでのみ予約の変更ができることになっておりますので、ご理解をいただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。ただ、なかなか難しいということであれば、対面予約で今行っておりますので、そこでの対応は可能でありますということで紹介をしております。あと、ウェブ予約でのパスワードの入力が非常に難しいということで、入力不要としてもらいたいというようなものもございます。町といたしましては、セキュリティ上のパスワードの入力は非常に重要であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいということで考えております。ただ、先ほども言いました対面予約というのもありますので、そちらでできるということでもご紹介をしておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、すみません、補正に入る前に、資料ナンバー4ということで1つご用意させていただいております。資料ナンバー4ということで、A4の横のものなのですが、新型コロナウイルス感染症対策ご寄附一覧ということで、資料ナンバー4ということで出させていただいております。これは、過去に全員協議会で報告した内容が主でございますけれども、この裏、2ページ目を見ていただきますと、一番新しいものでございますと、5月18日、大関文子様から手作りマスク100枚ということで、子どもたちに使っていただきたいということで頂いてございますので、新型コロナウイルス対策ということでご寄附いただいたものにつきましては、6月21日現在でこれらのものとなっておりますので、よろしくお願ひします。

すみません。前段の説明が長くなって申し訳ございませんでした。それでは、議案書の23ページの説明に入ります。新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、まず報酬ということで事務補助員、503万4,000円の増額をお願いするものでございます。3節の時間外勤務手当、職員手当の時間外勤務手当でございますが、335万7,000円をお願いするものでございます。4節共済費、労災保険料ということ

で13万2,000円、これは医師とか看護師の労災保険ということで掛けていきたいということで増額をお願いするものでございます。7節報償費、新型コロナウイルスワクチン、次のページに行きますけれども、接種謝金ということで3,353万4,000円でございます。24ページになりますけれども、この謝金につきましては、医師、看護師、あと薬剤師もご協力いただいております。そういう方たちの謝金でございます。8節の旅費の費用弁償でございます。14万7,000円。これ事務補助員の通勤手当ということでございます。10節需用費の消耗品費200万円、これは事務用品、衛生用品の購入費でございますし、印刷製本費の26万3,000円はチラシの印刷費ということでございます。11節役務費でございます。通信運搬費38万円、これは電話料であったりとか、あとコールセンターの回線を増というふうに考えてございますので、その経費でございます。手数料86万4,000円、これにつきましては、民間の医師派遣会社をお願いをしているということで先ほど説明をいたしましたけれども、その民間の医師派遣会社から紹介いただいた医師につきましては、医師紹介手数料ということで報酬額の20%ということで支払う必要がございますので、その経費でございます。12節の委託料でございますけれども、人材派遣委託料270万9,000円でございますが、これはコールセンター分ということでございます。医療廃棄物の処理委託料35万5,000円、これ注射器、注射針とかの委託処理の経費でございます。診療所開設委託料1,846万9,000円、これにつきましては、かなりの日数を追加いたしましたので、職員だけの対応ではもう難しいという状況がございます。そういう中で、会場の運営に当たる業者への委託を行うというもので、その委託経費でございます。13節使用料及び賃借料、車借り上げ料ということで18万円、これ医師のタクシー代ということでございます。17節備品購入費の施設備品ということで105万円でございますが、これはパソコン等の備品購入に充てていきたいというふうをお願いするものでございますので、よろしく願いをいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、10款のほうになります。議案書の26ページからになります。26ページの下のほうになります。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費80万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。教育振興費ということで、報酬のほうで事務補助員の報酬、それから共済費、それから旅費ということで通勤手当になりますけれども、こちらのほうはスクールサポートスタッフということで、当初予算で1名分計上させていただいております。それで、当初予算編成後に県の予算配分の関係で1名追加が可能となりました。そのために今回1名分の経費を追加をさせていただきまして、今現

在スクールサポートスタッフ2名ということで小中学校のほうに、1名は小学校、中学校兼務、1名は田上小学校専任という形で従事のほうをしていただいているのであります。

続きまして、27ページのほうになります。2項小学校費、1目学校管理費266万6,000円の増額をお願いするものでございます。こちらの説明欄のほうをお願いしたいと思います。田上小学校整備事業ということで、17節備品購入費、施設備品ということで50万円の追加になりますけれども、こちら、先ほどから話をしておりますが、指定寄附によりまして小中学校のGIGAスクール構想に役立ててもらいたいということで、小中学校それぞれ50万円ずつというものを活用させていただきまして、GIGAスクール関係でいきますと大型モニターを4台購入するための経費を計上させていただいております。

田上小学校その他事業ということで、10節需用費、修繕料で90万2,000円計上させていただいております。こちらのほうは、グラウンドの屋外遊具の関係でございますが、3月の定期点検で老朽化によりまして事故の起きる可能性が大きいということで判断された遊具がございます。現在その使用を中止しており、早急な修理が必要と思われるということで、このたび修繕費を追加をさせていただくものであります。

続きまして、羽生田小学校整備事業ということで、17節備品購入費、施設備品50万円の追加をお願いするものでございます。こちら、田上小学校同様、大型モニターの購入経費ということでお願いをしたいものでございます。

羽生田小学校その他事業、10節需用費、修繕料76万4,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましても、田上小学校同様、グラウンドの屋外遊具、3月の定期点検で事故の起きる可能性が大きいということで判断をされ、現在使用を中止している部分でございます。早急に修理が必要と思われるので、このたび修繕費をお願いするものでございます。

続きまして、28ページのほうに行きまして、3項中学校費、1目学校管理費108万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうで田上中学校整備事業、17節備品購入費、施設備品のほうで50万円の追加をお願いするものであります。小学校同様、大型モニターの購入費用ということで計上させていただくものであります。

田上中学校その他事業ということで、10節需用費、修繕料58万8,000円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましても、田上中学校の2階の教室、

普通教室なのですけれども、2教室分なのですけれども、蛍光灯が異音を発生をいたしまして、英語のリスニングとかに非常に支障が出ているということで、このたび照明器具の交換ということで、予算のほうを計上させていただくものでございます。

続きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費62万円の減額でございます。説明欄のほうでお願いいたします。生涯学習事業ということで、2節から4節になりますが、4月の定期人事異動によりまして職員の入替えがございまして、これを減額するものでございます。

続いて、2目公民館費14万8,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、交流会館施設管理事業ということで、11節役務費、手数料ということで、建物の関係の検査費用、特定建築物の検査費用のほうを当初予算のほうで計上している部分がございまして、このたび予算のほうを計上させていただきたいということでお願いするものでございます。

続きまして、5項保健体育費、4目学校給食施設費で208万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらのほうにつきましては、学校給食施設その他事業ということで、10節需用費、修繕料ということで208万8,000円追加するものでありますが、春以降、施設の調理器具や配送車、それから食器殺菌保管庫ということで故障が相次ぎまして、毎日使っているものでございますので、急を要する修繕というのが続きました。その修繕を既決予算のほうで対応させていただき、この後、当初予算で計上した修繕を行うため、不足する部分の経費をこのたび追加をさせていただきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

歳出のほうは以上になります。

あと、皆さんのお手元に寄附の関係の資料をお配りさせていただいております。議員の皆さんのところに寄附の関係の資料ということで、議運の際にお話がございまして、お配りさせていただいたものがございます。ろうきんのほうから図書関係がございまして、あと小柳建設のほうから図書カードを各学校、園ということでそれぞれ1万円ずつ5万円分、それからこの3月には羽生田製作所のほうから……すみません。工芸品が1つあります。あと、羽生田製作所のほうから体育用品ということで、小中学校に裏面にあるような形で寄附のほうをいただいております。

もう1枚のほうは、議運のほうで大型モニターの使用状況ということでご質問がございまして、その部分のほうを載せたものがあります。現在、大型モニター、各普通教室に配置されていないものですから、タブレットを使った授業に対しても全

部が大型モニターを使っている部分でございませんので、台数に限りがございますので、そのタブレット使用時間のうち週何時間という表記になっておりますので、そちらのほうを参考にいただければと思います。

以上で説明のほうを終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について、質疑に入ります。

（休憩取っての声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、変更して、休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時25分 再 開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、少し早いですけれども、会議を再開いたします。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） まず、町民課のほうから質問させていただきます。

今回、低所得者の2人親に関係して、国の試算で144名という人数が出たのですけれども、そうしますと、今全国で6人や7人に1人、子どもたちが貧困状態であるとか、新潟県ではたしか7人に1人貧困状態というような数字が出ていたと思うのですけれども、田上町の現状を調べておいていただきたいというふうにお話ししていたと思うのですが、その辺はどうだったでしょうか。

あと、ごみのほうなのですが、処分のほうが9月頃までかかるということで、これから暑くなりますので、臭いとか虫の対策などはどのように考えていらっしゃるのか、対策等ありましたらお聞かせください。

それと、今度保健福祉課のほうにいきまして、医師、看護師の人数を提示していただいているのですけれども、その中には歯科医師とか、あと国が言っている理学療法士などの利用は特には考えていらっしゃらなかったのかということをお聞かせいただきたいのと。あと接種した方の感想なのでも、とても丁寧な対応で、安心して接種できたと喜んでおりました。そのことをお伝えしておきます。

取りあえず以上その4点、よろしく願いいたします。

町民課長（田中國明君） まず、1点目の低所得者のお子さんたちという部分なのですが、私のほうで中野委員のほうからそういう申出を受けたという記憶が全く……

(議運のときの声あり)

町民課長(田中國明君) 議運のとき。

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) それは、では保健福祉課のほうでいいでしょうか。

(はい、それでもいいですの声あり)

町民課長(田中國明君) では、私のほうでは1点、野積みの臭いとか散乱の関係ですけども、実は今中野委員がおっしゃられたのと同じようなことを、原ヶ崎の農家組合長のほうにお伺いしてお願いした際には同じような申出を受けました。それで、その対策としまして、野積みするときにはシルバーの大きな厚いシートをかけてありまして、その辺の対策については十分できているものと今のところ考えているところでありますので、よろしくお願ひします。特にまたそういったような野積みが始まっていますけれども、今現在苦情等もいただいていないということでありますので、よろしくお願ひします。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 低所得者、子どもの貧困ということで、すみません、私もお話聞いておりませんが、低所得者、例えば子どもの貧困ということで今結構言われております。そういう部分につきまして、保健福祉課と教育委員会と一緒にになりまして、子どもの貧困対策というところで情報共有、取り組みというのはしている部分がございます。具体的に言いますと、例えば要保護、準要保護を受けている方というのは、教育委員会のほうで子どもの貧困という部分には関わってくるかもしれません。そういう中で貧困対策ということであれば、例えば今、田上でいえば、新潟県が行っております生活困窮者自立支援事業というのがございます。そういうところにつなぎながら、就労のサポートであったりとか、家計管理とか、そういうふうな部分でサポートできるような体制、実数がどのくらいいるかというのは正直分かりませんが、そのような形でアウトリーチという部分も大事だと思いますので、そういう部分も保健福祉課、教育委員会一緒になって取り組みをしていっているというところは現状でございます。

それから、ワクチン接種の関係で、歯科医師、理学療法士というようなお話がございました。理学療法士というのはちょっと、そこまではお話はないのですがけれども、歯科医師の接種ということで国のほうは特別に認めるという部分はございます。ただ、私どもとしては、それこそ県のマッチング事業を使いまして新潟大学であったり、ほかの病院からかなり多くの医師に来ていただいて、本当ありがたく思っております。そういう中で接種体制が組んでいるという部分で、歯科医師の要請とい

うのは町のほうからはしていないというのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

6番（中野和美君） ありがとうございます。

議運のときに、ひとり親世帯で81名、2人親世帯で144名が今回の支援が必要だということで、この2人親世帯も住民税の非課税世帯ということなので、かなり生活的には大変なのかなと思っているのですけれども、その子どもたち、そうすると合計で233人ですか、になるわけなのですが、233人というと1学年以上、もしかしたら2学年近くの子どもたちに支給されるということは、かなりの貧困が高まっているのではないかなと心配して現状をお聞かせいただきたいというふうに議運のときに、その資料を出すことはできないだろうかという、個人情報には気をつけていただいて、どの程度の貧困率なのかということをお尋ねしたら、何か資料作っているみたいですよという話を聞いていたので、今日はどんななのか、どんな数字が出てくるのかなと思っていたのですが、ではどちらの課も聞いていないということで、議運に出ていた方は聞いているはずなのですが。そうですね。聞いているはずなのですが、その辺もう一回確認したいです。これは副町長もいらしたと思うので、確認をお願いいたします。

それから、では医師に関してなのですが、医師は十分に足りているということで、お願いしている、ワクチンの予定でお願いしている、十分足りているので、安心してよろしいですね。ありがとうございます。

そして、今度ごみの問題です。今現在はシルバーのシートがかかって、臭いもないし、虫もそんなに湧いていないかもしれないのですけれども、9月までとなると、7、8、9、3か月ありますので、もうすごい虫が湧いたり、臭いがすごかったりと、きっと通ったら臭いはするのではないかとこのまで心配しているのですが、あのシートというのは防臭か何かの機能もあるのでしょうか。それもちょっとお聞かせください。ないと思うのだけれども。

あと、保健福祉課のほうをもう1件、ちょっと思い出したので、追加で聞かせていただきたいのですが、やはり残業がかなり出ております。保健福祉課を中心に職員負担が大変増えていることを心配しています。一応今回、昨日の総務産経でも緊急時対応ということで皆頑張ってもらっているというふうなお話でしたけれども、ちょっとその辺、職員だけで本当に足りるのか、任用職員を使ってもこんなふうな残業が必要なのか、その辺の現状をもうちょっと詳しく聞かせていただくと安心できるのですが、お願いいたします。

副町長（吉澤深雪君） 今ほど議会運営委員会での質疑というか、意見でしょうか、要望というふうなことで、私も記憶はちょっと曖昧なのでありますが、私が受け取ったものは、ひとり親なり2人親の低所得者に対する児童への支援についての制度がよく分かる、内容が分かる資料なり、あるいはその対象となるもの、つまり住民税が非課税というもの、それらの資料を分かるように用意してくれというふうに、そういうふうに受け取っていたものですから、それが子どもの貧困の状態がどうかという、そういうものも用意するという、そういう話でしょうか。その辺ちょっと私も曖昧というか、あまり記憶になかったものですから、大変失礼いたしました。

町民課長（田中國明君） それでは、銀の、シルバーのシートがどうかという部分ですけども、正直そこまで私のほうで確認はしておりません。恐らくそういうものではないのだろうなとは思いますが、今までブルーシートだったものを、それではなかなか、臭いもそうですし、カラスがつつついたりとか、様々そういう問題もあるので、新たにそれを昨年、その前ぐらいからでしょうか、対応しているものでありまして、臭いについては、それは確かにこれからまた温度が上がってくれば若干臭うような場合もあるかもしれませんが、できるだけ早急に何とかその野積みの解消を図ってもらいたいという申入れは、また私のほうでしたいとも思っておりますので、よろしくをお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 時間外勤務ということで、今回の補正予算におきましても330万円ほど計上させていただいてございます。先ほども説明でお話しさせていただきましたが、当初職員大勢入っておりました。ただ、接種日を増にすることによりまして、とても保健福祉課の職員等、なかなか無理だという状況がありましたので、会場の運営につきましては業者をお願いをします。ただ、責任者と調整員という職があります。それはどうしても職員でなければいけない部分がございますので、保健師が行ったり、責任者は私とか補佐とか係長とかというような方が出ていかなければいけないという部分がございますので、それはあります。7月から、その責任者につきましては、各課にもお願いをいたしまして出ていただくというふうにしておりますので、そういう中で保健福祉課の負担も若干軽減をしていければというふうに思っております。ただ、事務処理とかなんとかという部分につきましては、業後の処理とかというのもしっかり出てきますので、一定の時間外は必要になってくるかと思いますが、その辺は私がよく申しているのですけれども、帰るときは帰れと、休みは来るなということでよくお話ししていますので、やっぱりリフレッシュというののも当然必要になってきます。そういう部分でも職員には話をしていると

ころでございまして、よろしくお願いいたします。

6 番（中野和美君） 承知しました。

そしたら、まずは子どもの貧困状態の現状ということなのですけれども、これ各県は出しています、市町村ごとだと出しているところもあったり、出していなかったりするところもあるのですが、これ数的にとっても心配なので、公表するしないにかかわらず把握のほうをしていただきたいと思います。とても深刻な問題だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

そして、ごみ問題に関しましては早急に対応をよろしくお願いいたします。

あと、保健福祉課、とても大変な、今回通常業務のほかにコロナがあるわけなので、本当に大変だと思うのです。できれば、これは国からも助成が出ますので、なるべく通常の職務に影響しないように、スタッフ、職員が無理のないように、残業をなるべくしなくて済むように、ご配慮よろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 私は、マイナンバーカードについてご質問をいたします。

いつ頃でしたか、新潟県の取得率もかなり全国的に悪くて、その中で一番悪いのがたしか田上町という記憶があります。強制的に全員が申請しろと言えるものではないと思うのですけれども、先ほど課長からの説明の中で最近申請も多いということでご説明がございました。それでも、そもそもが低い値なので、よっぽど大勢の申請者がいない限り普通の市町村並みにはまだまだ及ばないのだろうなというふうに思います。したがって、今後、例えばこれをどういうふうにするのか、ちょっと言い方はあれですけれども、ある程度のいわゆる申請率というか、保有率というか、それは増やしていかざるを得ないのだろうと思うのですけれども、それについて私は、今までは2万円と5,000円でしたか、何かそういうポイントが付与されて、いわゆる作ることのインセンティブがそこであったわけですが、それがなくなると同時に全国的にかなり申請数も減っているという報道が先般ありました。田上町においては、もともと低い中で今後ある程度普通の市町村並みに取得率を持っていくために、そういったインセンティブを与えるかどうか、この辺なんかはどういうふうにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

町民課長（田中國明君） 今ほどの小野澤委員からのご質疑でありますけれども、近隣のこの県央地域におきます市町村でも、自治体ポイント付与というようなことを検討しようかというような自治体もあるようであります。とはいえ、田上町の状況としましては、この制度は平成27年から始まっています。マイナポイントが始まった

のがたしか平成29年度とか、その頃からだったと思うのですけれども、実はマイナポイントが始まっていたときの交付枚数というのは、必ずしも多くはありません。そういうことからして、そのインセンティブがあるから、では交付を受けるかということではないのかなというふうに思っています、実は昨年の12月あるいは今年の1月、2月に先ほどから言っていますJ-LISから直接町民の方のほうに申請の案内が送られていたと。そのことによって、令和2年度は838人、この令和3年の4月、5月で438人の方の申請交付をしているということから考えると、まずそのインセンティブの前に、町のほうで何かしら申請するための利便性の向上であるとか、あるいは広報であるとかというような部分を少し見直してやっていくのが先ではないかなというふうなことで、今のところ考えているところでありますので、ご理解いただければと思っております。

1番（小野澤健一君） いずれにしろ、ある程度の交付率を上げるというのが目的であるわけで、そのための手段としていろいろ今課長が言われたアナウンス活動であるとか、私が言った商品券をやるとかは言わないけれども、そういったものがあるのだろうというふうに思います。その辺、窓口のほうも延長されているわけですし、人もそのために1人雇っておるわけですから、それを遺憾なくやはり発揮する。課長が言われるように、やっぱりアナウンスをするというのが一番大事なのだろうと私は思うのです。その辺をやるなら徹底的に、要は相手があることだからといって任せっきりにして、それというのは要は何もしていないということと同じだろうと思いますので、普通の市町村並みになるぐらいは保有率を上げられるように、ひとつ努力をしていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほど小野澤委員からご指摘を受けた部分については、一生懸命取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

2番（品田政敏君） 教育委員会なのですが、遊具の増設がありましたですね。具体的にどんな遊具があったのかというものと。寄附の中に図書カードなんかありましたよね。この辺の分配なんかというと、もう5万円というと、図書カードで来られたということは、500円分だから100枚ですよ。こういう案分なんかはどのようにされているのかお聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 遊具の関係ですけれども、田上小学校では3連のブランコと山型雲梯というものが今回該当しているものです。羽生田小学校については、傘型はんとう棒ということで、棒を登るような遊具があるのですけれども、

それが該当となっております。

図書カードのほうなのですけれども、各校、園に1万円分ということでそれぞれ配付のほうをさせていただいております。寄附者からも各園、校に1万円ということでご指定がございましたので、それに倣うような形で配付のほうをしております。

2番（品田政敏君） どうもありがとうございました。

今度保健福祉課なのですが、ひとり親世帯、この対象者ということになって、これは私も年齢かなと思われるのですが、1と3で児童扶養手当を受けている人、1番は受けている方で74名、もうこれ済みだという。受けていないということは、これ例えば15歳とか18歳とか、この年齢の差なのですが、説明してもらいたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ひひとり親世帯ということでございます。児童扶養手当というのは、基本的に18歳までの子どもをいいます。所得制限もございませけれども、資料ナンバー2ということでもありますけれども、1番は4月分の児童扶養手当の支給を受けているという部分でございますし、2番というのは、受給して、要は何かしらの年金支給、例えば遺族年金であったりとか、そういう方が支給されているけれども、令和3年の4月の児童扶養手当の支給を受けていないと。その辺、申請をしてその審査をするのは新潟県でありますので、そういう部分があるかと思えます。3番目は、児童扶養手当は受給していないけれども、コロナの影響によりまして家計が急変したという世帯、これも申請を受けて支給、これはまた県の仕事になりますので、県がどのような判断をするかというような部分になりますので、あくまでも基本的に児童扶養手当、これ県の資料、ひとり親世帯分というところを見ると…出ていないか。子ども部分ですので、18歳というのが基本線ということでございますので、お願いします。

2番（品田政敏君） 今度は清掃センターの関係なのですが、私もこれから臭いの問題とか、今蓄積されている問題についての問題はもう大きいものがあるのだらうと思えます。ただ、2年前にもありまして、ダイオキシン等、これからフル稼働、フル稼働ってどうか、もう昼夜を置かず燃やすのだらうと思えますけれども、ダイオキシンの問題が出たときとか、その測定するセンサーというものがもう四六時中検査されているものなのか、そういう検査体制というものをお聞かせ願いたいと思えます。

町民課長（田中國明君） 基本的に、そこは法定検査ということで、年1回の検査ということになります。

以上です。

9 番（熊倉正治君） コロナのワクチンの接種の関係ですが、基本的な問題として、接種を受けるか受けないかというのはその人の自由意思ということなのかもしれませんが、町としては、どうしても受けなさいとか、受けなくていいよというようなPRは積極的にはしていないと思いますが、基本的な考え方としてその辺はどういうふうに考えているのかという辺りを取りあえずお聞きをしておきたいなと思います。

それと、課長に前にも少し話をしましたが、職域接種の関係が大分動きがあちこちにあるようですが、接種券があればどこでも受けられるというような状況なのだろうと思いますが、その後の追跡というか、確実に2回受けたよというようなことが町のほうで把握ができるのかどうかという辺り、今ほど申し上げましたように別に強制でもないわけですから、そこまで追跡しないよというのであれば問題もないのかなとは思いますが、その辺はどういうふうに考えておられるのか少し聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この新型コロナウイルスワクチン接種という部分につきましては、予防接種法によって、強制ではないと、努力義務ということで規定されております。そういう意味で、町としての考え方は、絶対受けなさいということではありません。当然です。希望する方という考え方でございますので、希望する方に接種を受けていただくという考え方でございます。

それと、職域接種の関係でございますけれども、町としては、今時点ではどなたがどこで受けたかというのは分かりません。ただし、町外で受けた方というのは、国保連を通じて町に今度請求が来るのです。そのときに多分……来るのだと思います。そのときに分かってくるというような状況になるかと思えます。職域接種が今始まったばかりなのであれですけれども、多分そういうような形で分かるというふうになるかと思えますので、よろしくお願いします。

9 番（熊倉正治君） では、特別この人は職域接種を受けましたよというような連絡は特に来ないということですね。

保健福祉課長（渡邊 賢君） そういうふうな連絡は恐らく来ないと思います。始まったばかりで、今はっきりは言えませんけれども、恐らく来ないのではないかなというふうに思っております。

9 番（熊倉正治君） あと、12歳までの関係、ここにも出ていますが、集団接種はしないとか、あくまでも個別接種か何かでいくとかとはいろいろ言われていますけれども、町の関係、正確に、特に小中学校になるのだろうと思いますが、今のところこ

うするよというようなものがはっきりと出ているのであれば、その辺は少し聞かせてもらいたいと思うのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今のところ、こうするというのは決めておりません。これから検討です。ただ、実は日本小児科医会とか小児科学会からでは、12歳以上の小児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種に当たっては、保護者や本人への丁寧な対応が可能な個別接種を基本とするというふうに推奨されているのです。例えば学校の集団接種、これは昨日入ってきた文書がございまして、これ文科省からかな。そうですね。学校の集団接種に関する考え方ということであるのですけれども、学校の集団接種を行うと接種への個々の意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生みがちであると。この人がすればこの人もしなければいけないというような、そういうのが出てくる場合があるということで、現時点では推奨するものではないという部分もございまして。そういう意味では、考え方ですけれども、やっぱり個別接種ということになるのではないかなと。ただ、それはやっぱり医師会との話合いもありますし、教育委員会とのまた話もございまして、それを今後検討していきたいというふうに思っております。

副町長（吉澤深雪君） 今、熊倉委員の最初の質問で、コロナワクチン接種について町の考え方ということで、立場的な話は先ほど保健福祉課長が申し上げたとおりなのですが、やはりコロナ禍を早く収束したいという考えでおりますので、その特効薬というか、最後の切り札というふうな形でワクチン接種があるものですから、できれば皆さんから受けてもらいたいという考えではおります。ただ、強制はするものではありませんので、できるだけ接種するようにお願いするというところで呼びかけております。

以上であります。

2番（品田政敏君） 接種の問題で関連なのですが、河野大臣が2日前に口を滑らせて訂正した件がありますね。いわゆる12歳以上、夏休みを中心にやろうということだったのですが、基本的な考え方はやっぱり夏休み学校でやったらどうだというのがまだ残っているみたいですよ。そういう中で、教育委員会はまだ検討もしていないわけですか。

教育長（安中長市君） 教育委員会には具体的なお話の一つも来ていません。文科省からも来ていませんので、検討はしていません。ただ、教育長としての考え方としては、先ほど保健福祉課長が言いましたように、学校でやるのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っています。さっき言いました12歳以上というと、今の

小学校6年生になるのです。小学校6年生の、今手元に資料ありませんが、一番最後に生まれた子は多分3月の下旬ぐらいになって、その子は来年の3月の下旬にならないと注射できないのです。そうすると、例えば夏休み中に全部というようなことはやっぱり難しいのだろうなと思っています。

以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 夏休み中ということで河野大臣が話をある報道番組で、報道というか、したという部分で、その後修正もされているようでございます。具体的には全く通知は来ておりませんので、報道だけ先行しているだけであって、通知というのは全く来ておりませんので、よろしく申し上げます。

6番（中野和美君） 1つありました。寄附の一覧のところでは質問なのですけれども、いろんな方々から新型コロナウイルスに関連して寄附をいただいておりますが、その中で手作りマスク、結構二百何十枚も寄附してくださっている方がいらっしゃいます。もしくはマスクをいろんな企業から寄附いただいております。こういうものや寄附を現金でいただいた、どういうふうにご利用しましたよということをそれぞれの寄附者に対しまして、どういうのに利用したのか、ありがとうございますというような用途を説明していらっしゃるのでしょうか。その辺お聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 教育委員会サイドで受け取りましたものに関しましては、寄附を受ける際にどういうふうに使ったらいいかということでご本人に確認をさせていただきまして、ご本人の考えのとおりということで、例えば手作りマスクであれば、小学校の低学年をとということで話がございましたので、低学年に配布といいますか、学校に配布のほうは任せますけれども、学校にそれぞれ配分をさせていただき、対応しています。あと、大人用のマスク等に関しましても、寄附される方にどういったところを中心にとということで確認をさせていただいて、そのような本人の希望に沿うような形で配布のほうをさせていただいております。それで、終わった後でこういうふうに使わせていただきましたではなく、寄附の採納書という形で本人宛てに交付するのですけれども、その中に本人の意思に沿って使わせていただきますというふうな文言は付け加えさせていただいております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにもございせんか。

すみません、私のほうから1つお聞きしたいのですけれども、教育委員会のことなのですけれども、前回の会議のときに田上中学校で蛍光灯の取替えがあったと。それがものすごい臭い臭いがして、とても駄目だったというようなお話で、全部取替えしましたという話が入ってきているのですけれども、そんなに大変な臭いとい

うか、大変なことだったのか、お聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 蛍光灯の臭いではなく、音、異音ですね、うなり音が結構するのです。ジイッというよううなり音がして、英語のヒアリングの際にジイッという音とヒアリングの音がかぶってよく聞こえないとかということで、蛍光灯の器具を交換する。臭いではございませんので、よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、全部取り替えたというのでは、全部ではないのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） このたび補正予算のほうを計上させていただきまして、これからの対応になりますので、まだ交換のほうはしておりません。今回は2階の普通教室ということでお願いしておりますが、またその辺も学校でやっぱり特にうるさい部分を中心に替えていきたいということで、このたび58万円ぐらいでしようか、その金額を計上させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問ありませんでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第24号の質疑は終わります。

次に、議案第25号について入ります。

それでは、執行の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の37ページをお願いしたいと思います。議案第25号 令和3年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）になります。今回、第1条ということで歳入歳出総額の変更はございません。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和3年度において収入減少が見込まれる被保険者を対象とした保険税減免を行うための財源の組替えをお願いさせていただくという内容でございます。

それでは、議案書の40ページを御覧いただきたいと思います。歳入の部分でございます。まず、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ということで、今回250万円の減額をお願いするものであります。この250万円につきましては、令和2年度の減免対象者の所得に平均減少率を乗じて算定をさせていただいております。見込みとしては24件程度見込んでおるということでございます。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金の関係でございますが、今回100万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、減免額が保険税に占める割合により財政支援を受けられるということになるわけですが、当初1.5%未満になるだろうと、うちのほうの減免額が、そういうことで10分の2の支援しか受けられないというようなことでご説明をさせていただきましたが、最近になりまし

て実は国のほうで、財政支援が少ないことから減免を実施しない自治体が出てくるかもしれないと、そういう懸念があるというような観点から、10分の2から10分の4に引き上がりました。そういうことでここが100万円の補正をお願いするということでもありますし、6款1項1目一般会計繰入金の関係でございますが、150万円ということで、これにつきましては、5月14日、全協時にも説明させていただきましたが、令和3年度にありましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として一般会計のほうから繰入れをお願いするという内容でございます。それで、10分の4は交付金でいただき、残りの10分の6については一般会計のほうからいただくというようなことをお願いをするものであります。なお、今後の制度の周知の関係でございますけれども、7月の広報「きずな」で周知をするとともに、それぞれ7月15日に本算定が終わりまして、皆様のところへ納付書を送ります。その際にチラシを同封をさせていただいて、令和3年の1月から申請月の直近までの実績に基づき申請をしていただきまして、判定をしていくというような流れになりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私のほうの説明を終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第25号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第26号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書41ページをお開きください。議案第26号令和3年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ3,959万9,000円とするというものでございます。今回の補正の主な内容といたしましては、職員の居住地の変更に伴いまして職員手当等に不足が見込まれるということから、歳入歳出とも増額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の46ページをお開きください。議案書46ページ、歳入になります。5款繰越金、1項1目繰越金でございます。59万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、財源調整のための増額という部分でございます。

それでは、議案書47ページを御覧ください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。59万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄の訪問看護事業でございますが、3節職員手当等、住居手当50万1,000円の増、

あと通勤手当2万7,000円の減、共済費、共済組合の負担金4万7,000円の増という部分がございます。これにつきましては、職員2人の居住地の変更に伴いまして、その過不足分を補正をお願いするものでございます。続きまして、10節需用費、消耗品費5万3,000円ということでございますけれども、これにつきましては、訪問看護に使用している訪問車、車がございますけれども、その使用しているタイヤが、消耗によりましてそのタイヤ4本分を交換する必要が生じたので、それに伴います増額5万3,000円でございます。続いて、11節役務費、通信運搬費1万円、手数料1万5,000円の増額でございます。これにつきましては、訪問看護職員が業務に使用している携帯電話が1台ございます。その携帯電話というのが、順番で1人ずつ持ち帰ったり、休みの日とか夜ですね、持ち帰って、緊急時対応ということで利用されている方から電話が来ることがございます。そういう電話を1台所有しているのですけれども、その電話が経年劣化によりまして交換を要する状況になったというところで、その交換を行うために、その通話料に不足を生じること、また今の携帯電話の解約の手数料が必要になりますので、それらを増額補正をするというものでございますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第26号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第27号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書54ページをお開きください。議案第27号令和3年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の介護保険の第1号の補正予算につきましては、歳入歳出の総額の変更はございません。今回の補正の内容といたしましては、国民健康保険と同じ部分で、5月14日の全員協議会で説明をいたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和3年における収入減少が見込まれる第1号被保険者を対象といたしました保険料減免を行うため、財源の組替えをお願いするというものでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書の57ページをお開きください。57ページ、歳入でございます。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料ということで、120万円の減額をお願い

するものでございます。説明欄でございますけれども、現年度分の特別徴収保険料が105万6,000円の減、現年度分の普通徴収保険料が14万4,000円の減でございますが、これにつきましては、介護保険料の減免つきまして、令和3年の収入、見込みですけれども、その減少額が令和2年収入、実績の10分の3以上の方がこの減免の対象となります。見込みといたしましては22人というふうに見込んだもので減額をお願いするものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、2項1目調整交付金でございます。48万円の増額をお願いするものでございます。これは現年度分の特別調整交付金ということでございますが、これは国の財政支援でございます。減免額が保険料総額に占める割合によって決定されるというものでございますが、現在の想定では、それが0.4%ということで、5月21日の全協時には、その0.4%であれば、国の補助というのが10分の2の割合であるということで説明を申し上げましたけれども、6月2日の国の事務連絡がございまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、その財政支援の割合が10分の2から10分の4ということで変更になったことにより、その分を受入れをするものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項1目その他一般会計繰入金でございます。72万円の増額をお願いするものでございます。これは、減免額から国庫補助金を差し引いた額ということで、町の施策といたしまして、新型コロナウイルス感染症支援策の一環といたしまして一般会計から繰り入れるというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第27号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案

のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論は終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり決定しました。

少し休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、再開いたします。

田上町地域学習センター営利目的の貸出しについて、教育委員会のほうから説明してください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません。付託案件審査が終わりましてお疲れのところ、申し訳ございません。先般の全員協議会の際に議題となっておりました田上町地域学習センターでの営利目的の貸出しということで、いろいろ皆様からご意見をいただきまして、今後のスケジュールについて若干報告のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この内容につきまして、いろいろ皆様方からご意見のほうを頂戴いたしまして、事務局サイドといたしまして内容のほうを検討いたしまして、6月の下旬から7月の中旬にかけて定例教育委員会や庁議のほうで協議をした上で、また改めて議会のほうに提案をさせていただければと考えております。提案の時期といたしましては、7月の中旬から8月の中旬にかけて、社文の所管事務調査か何かになるのでしょうか、そちらのほうでお話のほうをさせていただきまして、地域学習センターの営利目的の貸出しについてということで、こちらサイドといたしまして、教育委員会のほうでいろいろ使用目的や内容等に関しまして、様々な場合を想定して検討のほうをしていきたいというものでございますし、併せまして営利目的の利用の根拠であるとか、執行部の執行側の認識の差異であるとかにつきましても説明のほうをさせていただければと考えております。その辺で社文の中でご意見がまとまりましたら全員協議会のほうに報告のほうをさせていただければと考えております。それによって条例改正等が必要な場合は、9月の定例会等で審議のほうをお願いできればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました地域学習センターのことについて、ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（池井 豊君） 今、日程が示されましたけれども、ちょっとこれスケジュールが遅いのではないかなと思っています。というのは、社会文教常任委員会に対しては7月の中旬から中旬ぐらいの間に1度示していただいて、そこで議論して、そこでまだ議論の必要性があるということであれば、8月上旬にもう一回所管事務調査をやるぐらいの予定で、それから全協にというような形でやる必要があると思うので、もっとスピード感を持ってやっていただきたいことと。あとそういうスケジュールを全議員に示すこと、それとこの間の全協の中で、議会の中で

は即時中止させるべきだとか、7月いっぱいでもやめさせるべきだとか、いろいろな話がありましたけれども、暫定的などういう処置をしたかというのも併せて全議員に配付してもらうようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの池井委員のご質問で、スケジュール感の関係でございますが、こちらのほうもなるべく早めに対応のほうをしていき、社文のほうと協議しながら進めていきたいと思っていますので、また委員長、副委員長とその辺の日程のほうを調整させていただければと考えております。スケジュールの関係、それから暫定的な処置の関係については、全議員ということですので、その辺はお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

1 番（小野澤健一君） 今池井委員が言ったいわゆるスケジュール感、これまさにそのとおりなのです。その関連で一言ご質問します。

池井委員のほうからも説明あったように、即刻使用を中止すべきだという議員が数人おりました。そして、今の契約というのは7月で満了を迎えるわけですよ。そうすると、議員が即刻止めろというものに対して、このスケジュール感でいくと時間的に間に合わないという形になる。それというのは駄目です。要は、いろいろ話があって、例えば違法状態であるとか、あるいはどうのこうのといろいろな議論があったわけです。それをこのスケジュール感でいけば、即刻使用はやっぱり駄目だよという、そういった議員の主張が時間切れの中でかなわなくなる。そうやるかどうかは別にしてですよ。だから、そんなスケジュール感では全然駄目だということです。そして、社会文教常任委員会のほうにある程度の投げるといふか、議論して、そこから全協に行くわけですから、やはり池井委員が言うように、少なくとももう7月の第1週ぐらいにある程度の方向性といふか、内容を我々に示していただいて、それで大体、ああ、そうですかなんていうことにならないと思うのです。そこからまた延々といろいろな議論が始まって、また教育委員会のほうではいろいろな資料を調べて、そこでやらなければ駄目だ。そして、社会文教常任委員会の中である程度の方向性が決まった中で今度全員協議会と、こういうやっぱりスケジュールになりますから、こんなアバウトなスケジュールでは全然駄目。できれば6月中ぐらいに第1回やるぐらいの形でなければ間に合わないと思いますけれども、これについていかがですか。

教育長（安中長市君） 今のご質問にお答えいたします。

私どもも社会文教常任委員会のほうで1回で、こちらがご提案したのがそうですよということになればいいと思っておるのですけれども、なかなかそういうことに

はならないだろうということを考えまして、7月の上旬から8月の上旬、2回でも3回でもということで、そのような形で提案させていただいております。それから、今申請を出して許可を出しているのが7月までなのですが、この間お話をさせていただきましたように、教育委員会としましては、今、その申請を許可したことに対して、もうなかなか止めるということができないという判断でおります。議員の皆様方も両方のご意見があるという中で、私のほうで塾のAさんに来ていただきまして、今こういう議論があるので、8月からの申請に関しては、出しているのですが、こちらのほうからは預かっていただきたいと思っています。議会のほうできちんとした結論が出るまでは、8月以降は今のところお貸しできないという形にさせていただいております。

以上です。

1番（小野澤健一君） いや、そういうことではなくて、要は議員の中の数人の中でおかしいよと言っているわけだ。教育委員会のほうで、いや、もう決めたことなのでやりますわと、それについて我々議員の数人はおかしいと言っているわけです。だから、それについて明確な回答がない中でやりますというのは、だからそれは駄目だということです。やるならやるで明確な根拠を示すべきなわけです、本来は。根拠もない、いわゆる当初の内容については、これは認められないよという話になったわけですよね、教育委員会がこの間説明をした中で。そうでしょう。あれ誰一人として認めていない。それなのに、いや、契約したから、やりたいと思います、そういう話ではなくて、そのことが問題ですよというのも1つあるわけです。だから、早くやって、では例えば教育委員会がやったことで間違いないのであれば、では法律的な根拠をずっと示して、こうこう、こうこうだからと。それすらできなかったわけでしょう、前回。ということになれば、何の根拠もなくして許可をして、それがたまたま7月まで許可をしたものだから、それを認めますなんて、そんな議論になるわけではないではないですか。それについて問題視をしているわけでしょう。だから、全然この間話したときの話の内容が分かっていないのではないかという気がしてならないのです。そう思うのです。だから、今の教育長の発言なんていうのは、我々議員がいろいろ話をしていることを全く無視して自分の考えだけ言っているだけと、私はそう思うのだけれども。

教育長（安中長市君） 全員協議会のときにこちらからいろいろご説明させていただいて、その中で議員の皆様からいろんなご意見をいただいたというふうに思っています。それを踏まえて議員の皆様がフリートークをされたというふうに認識しており

ます。そのフリートークの中で、いや、それについてはすぐに取り消したほうがいいという議員と、それから、いや、取り消さなくてもいいのではないかと議員がおられたと聞いています。つまり、その議論にのっとなって議員の皆様がご相談をした結果、どちらにもならなかったというふうに聞いていますので、その議員の皆様方が結論が出ていないことに関して、私どもが急に許可を取り消すということにはならないのではないかと判断をしました。

以上です。

1 番（小野澤健一君） いや、そうではなくて、明確な使用の許可の法的根拠も何も示さないで決めたわけです。だって、例えば中止をしてくれという議員に対して、あなた、それ違いますよと反論していないではないですか。公的な根拠をもって。だから、そういうアバウトなやり方をやっているから駄目なのですよという話でしょう。要は議員の意見を聞くだけの会ですと。議員の意見がまとまりませんでした。議員はいろいろ言ってまとまらなかったから、では今ののを追認しているのだなんて思ったら大きな間違いです、そんな考え方。だって、あなたたちだって営利目的というものに対してしっかりとした認識ないではないですか。例えば私がした、専ら営利を目的とする事業についてどうするのだとか、そういう回答も何もない中で、いや、やってしまったことはしょうがないから、ずるずるやりますと。そんな態度というのは私は違うと思いますけれども。そのために議員がこの間いろんな意見を言ったわけでしょう。何を参考にしたのですか。教育長は何を参考にした、あの中で。議員があれだけ言うけれども、我々の判断は一つも間違っていないと、こういうふうに思われたのですか。それどうなのですか。

教育長（安中長市君） 根拠に関しては、地方自治法にのっとなってやっているというふうにご説明させていただきました。その地方自治法の中には、営利に関して、貸し出してはいけないというような項目がありません。解釈としては貸し出してもいいよというような解釈があります。それに基づいて町の条例をつくって、今それに基づいて貸し出しているわけですので、それに関して、急に今、許可を出したのを止めるということはできないというふうに判断をしております。

以上です。

6 番（中野和美君） 私は、教育長の考えの方向でまずは走り出して、十分にこれ検討したほうがいいと思います。これをチャンスに、田上町ではこうやっていくよという方向をしっかりと出したほうがいいと思うのです。それで、地方自治法では別にオーケーなわけですが。ただ、社会教育法の中で解釈がどんどん変わってきているけ

れども、法律自体は変わっていないので今苦しんでいるわけで、これちょうど例えでいうと病児保育園の看護師を設置するのか設置しないのか、常に要るのか要らないのかというのを、二、三年前に内閣府のほうで、これは子どもたちがいない場合は常には要らないよという許可を出した、許可というか、方針を出したというように、担当課長から内閣府のほうに申請がこれは必要なのだそう、メールでまずは申請が必要なのだそうですが、内閣府のほうに、こうこうこうで、社会教育法ではこういう解釈だけれども、地方自治法にのっとして私たちはやりたいと思うのだけれども、うちの実情に合った方法をこれでいいのかどうか解釈を返答してくれということで尋ねてみたらいいと思います。私たちも法律の専門家ではないので、内閣府のほうでその解釈のこれいいよというお墨つきがあれば今の状況でいけるはずなので、これ取っかかりはメール一本でいいので、ぜひ担当課長に内閣府のほうに確認を取っていただいて、どんどん進めていきたいと思っています。このままだと本当にどうするのだ、どうするのだで終わってしまうと思うので、法律の解釈のところで、内閣府のところで地方自治に合った解釈を教えてほしいと、どんなふうにしたらいいたろうかという、これ地方からの手を挙げる何とか制度というのだそうですけれども、ちょっと今出てこないのですけれども、それでぜひやっていただきたいと思うし、私は全然問題ないと思っています。地方自治法にもものっとしてやっているわけだ。ただ、あのときもフリートークでもお話ししたのだけれども、条例の、ここにもありますけれども、条例の一部追加なり改正なりは必ず必要だと思うので、今回1人、2人、3人教えるかどうかぐらいの規模の話で済んでいますけれども、これがトライや公文なんかが入ってくると、それはまた別の話になっていくので、その辺の追加条項は絶対に必要だと思うので、その辺、私は今すぐでなくても、内閣府に今確認しているからということ、今すぐ結論を出す必要はないと思っています。その辺で検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご指摘のように、確認のほうは進めていく中で対応していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任副委員長（池井 豊君） 今、小野澤委員が言った議論をここでするとまた、全然見解が違うので、進まないの、ともかく全議員に明日までに、明日の議会が終わるまでに、今回の全員協議会を受けて、教育委員会としては地方自治法に基づいてこういうふうな判断しましたよと、こういうふうな決定して、こういうふうにやりましたという報告、何に基づいてこう解釈して、こうやりましたという一応の報告と、それからスケジュール感、もうちょっとスピード感を持ったスケジュー

ールで、これから条例についたり、貸出しについてはこういうふうにもた検討して
いきますというようなのを明日の最終日が終わるまでに文書で全議員に分かるよう
に、ともかく暫定的にこうしましたという教育委員会としての決定と、これからの
方針を示して表現してもらいたいと思いますが、委員長、取り計らいをお願いします
す。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 教育長、どういうふうにしたらいいと思いますか。
教育長（安中長市君） はい、分かりました。では、あしたの議会終了までの間にお配
りいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、これをもちまして本委員会に付託され
ました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 40 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 23 日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦